

## 国民健康保険制度が4月から変わります

問い合わせ 医療保険課(TEL 892・0121)

国民健康保険の運営は、これまで市が行ってききましたが、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」の成立により、4月から市と府が共に保険者となり、財政運営の責任主体が府に移行します。なお、資格や給付の届け出、保険料の支払い、保健事業などの業務は、引き続き市で行います。

■大きな改正点

①資格管理が都道府県単位となります

都道府県も国保の保険者となることから、資格管理が都道府県単位となります。

### 【30年度からの府と市の主な役割】

	大阪府	交野市
財政運営	▷財政運営の責任主体 ▷市が支払う国保事業費納付金決定	▷国保事業費納付金を府に納付
保険料の決定・賦課・徴収	▷市の標準保険料率を算定	▷標準保険料率を参考に保険料率を決定 ▷保険料の賦課・徴収
資格管理	▷国保運営方針に基づき、事務の効率化・広域標準化を推進	▷資格の管理（被保険者証などの発行）
保険給付	▷市へ保険給付に必要な費用を全額支払い ▷市が行った保険給付の点検	▷保険給付の決定・支給
保健事業	▷市に対して必要な助言・支援	▷地域の特性に応じた、きめ細かい保健事業の実施

このため、30年度以降は同じ都道府県内の他市町村への住所異動であれば、資格は引き継ぐこととなります。ただし、異動前の市町村で発行した被保険者証は使用できなくなるので、異動先の市町村で新たな被保険者証を受け取る必要があります。

なお、現在使用している被保険者証は、他市町村への異動がない場合は、次の一斉更新(11月)まで使用することができます。

②高額療養費の通算方法が変更されます。

このため、30年度以降は、同じ都道府県内の市町村への住所異動があつた場合でも、世帯の継続性が保たれている場合は、過去12か月以内の高額医療費の支給回数(多数回該当)が通算して計算されるため、4回目からは該当する被保険者の高額療養費の自己負担限度額が軽減されます。

※国保の窓口は、4月以降も引き続き市で行っています。不明な点は、お問い合わせください。

## 福祉医療費助成制度が4月から変わります

問い合わせ ④⑤子育て支援課(TEL 893・6406)、  
③⑥障がい福祉課(893・6400)

福祉医療費助成制度は、障がいのある人やひとり親家庭などの人を対象に、医療費の自己負担の一部を助成する制度です。

助成を必要とする人が、安心して医療を受けられるよう制度を見直し、4月1日(日)から対象者や対象医療、一部自己負担額を変更します(下表のとおり)。

◎④の医療証を持っている人で、他区分の医療費助成制度の対象となる人には、3月中に案内を送付します。各医療証の交付申請など詳しいことは、お問い合わせください。

区分	対象者	所得制限他要件など	対象医療	一部自己負担額		
				1つの医療機関等あたりの上限日数・1日あたりの負担額	院外調剤での自己負担	複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額
④ひとり親家庭医療	①ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ②①を監護する父または母 ③①を養育する養育者 ④裁判所から配偶者暴力など(DV)に関する保護命令が出されたDV被害者(新規)	あり	医療保険が適用される医療(訪問看護ステーションが行う訪問看護の医療保険分を含む)(新規) ※精神病床への入院は助成対象外(ただし、平成30年3月31日時点での対象者は、経過措置として33年3月31日まで引き続き、助成対象となります)。	月2日まで1日500円以内(同月・同医療機関などのとき3日目から負担なし)	負担なし	2,500円(超過した負担分は申請により助成)
⑤こども医療	交野市に住む、中学校3年生修了まで(15歳に到達した年度末日までの子ども)	なし	※精神病床への入院は助成対象外(ただし、平成30年3月31日時点での対象者は、経過措置として33年3月31日まで引き続き、助成対象となります)。	1つの調剤薬局あたり1日500円以内		3,000円(超過した負担分は申請により助成)
③障がい者医療	①精神障がい者保健福祉手帳1級所持者(新規) ②特定医療費(指定難病)・特定疾患受給者証所持者で、障がい年金(または特別児童扶養手当)1級該当者(新規) ③身体障がい者手帳1・2級所持者 ④重度の知的障がい者 ⑤中度の知的障がい者で、身体障がい者手帳所持者	あり	医療保険が適用される医療(訪問看護ステーションが行う訪問看護の医療保険分を含む)(新規) ※精神病床への入院は助成対象外(ただし、平成30年3月31日時点での対象者は、経過措置として33年3月31日まで引き続き、助成対象となります)。	1つの調剤薬局あたり1日500円以内		3,000円(超過した負担分は申請により助成)
⑥老人医療	④～⑥の制度と整理・統合し、受給資格が指定難病・自立支援医療(精神通院)・結核の人は、助成対象外(ただし、平成30年3月31日時点での対象者は、経過措置として33年3月31日まで引き続き、助成対象となります)。					

■⑥老人医療証(青色の医療証)を持っている人

▷④または⑥の医療制度に該当する受給資格がある人=平成30年4月1日から順次、④または⑥の医療制度に移行します。申請方法など詳しくは、更新時期にお知らせします。

▷受給資格が指定難病・自立支援医療(精神通院)・結核である人=経過措置の助成内容は、「③障がい者医療」と同様です。4月1日(日)からは、各受給資格の医療助成期限が切れ、経過措置の対象外となりますので、必ず更新・継続手続きを行ってください。

### 【各受給資格の更新・継続申請が可能な時期】

受給資格の分類	証明書類の名称	更新・継続申請可能時期
指定難病の人(特定疾患治療研究事業実施要綱に規定する疾患のうち、国の難病として公費負担医療の対象となる疾患を有する人)	特定医療費(指定難病)受給者証 医師の診断書など病名が分かる証明書	受給者証の有効期限が12月31日の場合は、7月初旬から四條畷保健所(TEL 878・1021)で更新が可能です。 7月中に診断書などをご準備ください。 ※詳しくはかかりつけの病院に、お問い合わせください。
自立支援医療(精神通院)の人	自立支援医療(精神通院)受給者証	受給者証の有効期限3か月前から、障がい福祉課で継続申請が可能です。
結核治療中の人	結核患者票	四條畷保健所に、お問い合わせください。

※一度でも受給資格がなくなると、経過措置の対象外となります(所得制限の超過を含む)。

## 第3回「最終回」 「こころの病」



最終回は、精神障がいでお悩んでいる人が利用できる、サービスについて紹介します。

精神障がいにより、自宅内で思うように行動ができなかったり、なかなか外出できないといったことはありませんか。このような悩みをお手伝いするのが、「居宅介護」や「移動支援」のサービスです。

■居宅介護(ホームヘルプ)

ヘルパーが家庭を訪問して、入浴や食事の介助、また調理や掃除・買い物などの家事、通院などを本人と一緒にを行うサービスです。

▽利用者からは、「一緒に部屋の掃除をしてくれるの」

で、散らかることがなくなつた」との声が寄せられています。

■移動支援(ガイドヘルプ)

日常生活に必要な外出(通勤や通学などの定期的な外出を除く)や、映画・ショッピングなどの余暇活動に関して、ヘルパーが同行するサービスです。

▽利用者からは、「一人で電車で乗る自信はないが、ヘルパーと一緒に安心して利用できる」との声が寄せられています。

■その他

その他にも、短期入所や日中活動系のサービスもあります。

ヘルパーの利用で悩んでいる人や家族は、障がい福祉課が病院などの相談支援窓口にご相談ください。

◆問い合わせ 障がい福祉課(TEL 893・6400)





## 30年度軽自動車税 税率のお知らせ

問い合わせ 税務室(TEL892・0121)

30年度の軽自動車税の税率は、下表のとおりです。なお、「軽自動車税の減免制度」については、「広報かたの」5月号、または納税通知書に同封している案内をご覧ください。

■3輪・4輪の軽自動車

▽※1＝製造後、初めて登録申請したときに受験した検査の年月のことです。

▽※2＝初度検査年月から14年目を迎える車両のことで、その年度から税率が適用されます。13年目までは登録の時期によって、①または②の税率となります。(対象外車両は、電気・天然ガス・メタンール・ハイブリッド軽自動車・被けん引車などです。)

4輪貨物		4輪乗用		3輪	車種区分	税率(年額)
営業用	自家用	営業用	自家用			
3,000円	4,000円	5,500円	7,200円	3,100円	初度検査年月(※1)が、平成27年3月以前の車両	①
3,800円	5,000円	6,900円	1万8,000円	3,900円	平成27年4月以降の車両	②
4,500円	6,000円	8,200円	1万2,900円	4,600円	初度検査後13年を超え、平成27年4月(※2)	③

### ■3輪・4輪の軽自動車

小型特殊自動車	2輪の小型自動車	2輪の軽自動車	原動機付自転車			車種区分	税率(年額)
			ミニカー50cc以下	91～125cc	51～90cc		
その他(フォークリフトなど)	250cc超	125cc超250cc以下	ミニカー50cc以下	91～125cc	51～90cc	50cc以下	排気量など
5,900円	6,000円	3,600円	3,700円	2,400円	2,000円	2,000円	税率(年額)

### ■原付・ミニカー・オートバイ・小型特殊自動車

### ■軽自動車のグリーン化特例

地方税法の改正により、平成29年4月1日～30年3月31日の間に初度検査を受けた軽自動車のうち、下表の車両については、30年度のみ軽自動車税が軽減されます。

車種	標準税率	税率(年額)		
		対象基準(※)と税率の軽減率		
軽乗用車	標準税率	電気・天然ガス軽自動車	平成32年度燃費基準+30%達成車両	平成32年度燃費基準+10%達成車両
		おおむね75%軽減	おおむね50%軽減	おおむね25%軽減
		3輪	1,000円	2,000円
4輪	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
軽貨物車	標準税率	電気・天然ガス軽自動車	平成27年度燃費基準+35%達成車両	平成27年度燃費基準+15%達成車両
		おおむね75%軽減	おおむね50%軽減	おおむね25%軽減
		3輪	1,000円	2,000円
4輪	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
	営業用	1,000円	1,900円	2,900円

(※)＝電気・天然ガス軽自動車を除く車両については、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車、または平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限ります。